

時間外教育実施のお知らせ

門真市立幼保連携型認定こども園では、1号認定（幼稚園相当部分）の通常の教育時間終了後、希望する保護者のお子さまを対象に時間外教育を実施します。

1. 対象園児 門真市立砂子みなみこども園・門真市立大和田こども園に在園している園児
2. 実施場所 門真市立砂子みなみこども園・門真市立大和田こども園
3. 時 間 月曜日から金曜日 通常の教育時間終了後、午後5時まで
4. 利 用 料

1月利用	5,000円	★月初めから月末までの1か月間を通して、時間外教育を利用する場合
1日利用	300円	★1日を単位として、時間外教育を利用する場合

※令和元年10月より国における幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、就労等をしている世帯の時間外教育利用料が日額450円、月額11,300円を上限として無償化の対象となります。

無償化の対象となるためには、就労等による保育の必要性の認定を受ける必要があります。該当される方には願書受付時に申請書をお渡しいたします。

5. 申 請 入園願書提出時に願書と一緒に「時間外教育年間利用申請書」をご提出ください。

※ 時間外教育の詳しい内容については、入園説明会で説明いたします。

